令和５年２月〇日

個人として寄付をしていただいた方へ

加古川東高校創立100周年

記念事業実行委員会

会 長　　大 庫 隆 夫

拝啓　余寒の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は清流会活動にご協力いただき誠にありがとうございます。また、この度は母校の創立100周年記念事業に多大なるご寄付を賜り誠にありがとうございます。

　さて、創立100周年記念事業における寄付金につきましては、税制上の優遇措置の対象になる旨ご説明申し上げてきたところですが、この度本件の寄付について、総務省より『ふるさと納税』として取り扱うことの確認ができました。

つきましては、個人として寄付をしていただいた方々におかれましては、**ふるさと納税に該当するものとして所得税の確定申告**をしていただくようお勧めします。

ふるさと納税分として申告された場合、従前適用できると想定していた寄付金控除のみに該当するとした場合と比較して、税制上の優遇額が大きくなるケースが多く、反対に不利なるケースはございません。

　本記念事業には、多くの方々にご理解とご賛同を頂き深く感謝するとともに、引き続きご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

　最後になりましたが、皆様のご健康とご多幸をご祈念申し上げますとともに、ますますのご活躍をお祈り申し上げます。　　　　　　　　　　　　　　　　　　敬具

【経 緯】

１　寄付の募集開始時におきまして、大阪国税局長より国又は地方公共団体に対する寄附金に該当する旨の確認を受け、また、兵庫県からはこの寄付金により建設される会館が採納されることについての証明を受け、所得税（国税）及び個人住民税（地方税）の「寄附金控除」の対象になることの確認はできていましたが、その時点においては「ふるさと納税」の対象ではございませんでした。

２　本年2月、兵庫県を通じて総務省が本件寄付をふるさと納税として取り扱うことが確認されました。